

平成 25 年

第 4 回市議会定例会 議案第 15 号

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正について

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成 4 年函館市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項および第 15 条第 2 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

別表第 2 中「1, 050 分の 124」を「1, 080 分の 124」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料について適用し、施行日前の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定は、施行日以後の一般廃棄物（函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「廃棄物処理条例」という。）別

表第1ごみ処理手数料の項およびし尿処理手数料の項に規定するものに限る。以下この項において同じ。)の収集、運搬および処分に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の収集、運搬および処分に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

- 4 施行日以後における一般廃棄物処理券（施行日前に廃棄物処理条例別表第1焼却処分手数料の項（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物に係る部分に限る。）または埋立処分手数料の項（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物に係る部分に限る。）に係る改正前の廃棄物処理条例に基づき算定された一般廃棄物処理手数料をあらかじめ納入した者に当該一般廃棄物処理手数料の納入により交付された一般廃棄物処理券をいう。）については、当該一般廃棄物処理券1枚につき9円を加算して使用することができる。
- 5 施行日以後における埋立処分場使用券（施行日前に廃棄物処理条例別表第2埋立処分場使用料の項（函館市七五郎沢廃棄物最終処分場、函館市恵山廃棄物最終処分場または函館市南茅部廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物に係る部分に限る。）に係る改正前の廃棄物処理条例に基づき算定された産業廃棄物の処理に係る使用料をあらかじめ納入した者に当該産業廃棄物の処理に係る使用料の納入により交付された埋立処分場使用券をいう。）については、当該埋立処分場使用券1枚につき20円を加算して使用することができる。

（提案理由）

消費税法等の一部改正に伴い、一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料について消費税等相当分を改定するため